

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、より強固なパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- 1) ITを活用した取引先との情報共有や業務のデジタル化を進め、サプライチェーン全体での効率化に努めると共に、災害やサイバー攻撃などの有事や取引先の経営課題に対し、迅速に対処します。
- 2) 将来の環境変化に対応し、グリーン化について取引先とともに取り組みます。
- 3) 健康経営推進についても、情報を共有し、取り組み支援をしていきます。
- 4) 取引先のBCP（事業継続計画）策定の助言等を実施して参ります。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

1) 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、中小受託事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

2) 型管理などのコスト負担

型取引の適正化に取り組み、不要な型の廃棄を促進するとともに、量産終了後の型の無償保管要請を行わないよう、十分配慮します。

3) 手形などの支払条件

中小受託事業者との取引に対する代金は、全額現金で支払います。
また、支払いサイトを60日以内とします。

4) 知的財産・ノウハウ

契約上知り得た中小受託事業者の知的財産権やノウハウに関し、予め中小受託事業者の承諾を得ることなく利用しません。また、知的財産権の無償譲渡などは求めません。

5) 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、中小受託事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

「協業先様との取引環境に関するアンケート」を毎年度実施して、取引先との長期的な信頼関係の構築や調査結果のフィードバックを踏まえ、取引改善に繋がります。

2026年4月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

トヨタ紡織九州株式会社

取締役社長 今枝 務